



令和3年2月26日

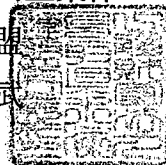
鳥取県知事 平井 伸治 様

一般財団法人鳥取県水泳連盟・

公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体

代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟

会 長 川口 武



令和3年度鳥取県営東山水泳場事業計画書について（提出）

みだしの件について、鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定書第19条の規定に基づき、別紙のとおり計画書を提出します。



令和 3 年度

鳥取県営東山水泳場

—指定管理業務に係る事業計画書・収支予算書—

令和 3 年 2 月 26 日

一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体

代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟

会長 川口 武

1 施設管理業務に対する基本方針

鳥取県の貴重な資産である本水泳場の施設価値を高め、そして県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくりやスポーツ振興、県民の健康増進及び東山水泳場の利用の促進を目指して、子ども・高齢者・身体的に障がいのある方をはじめすべての県民の皆様に「安心」「安全」「信頼」を提供し安心して利用していただくため、管理運営についての基本方針や抱負をまとめると以下のようになる。

(1) 管理運営の基本方針策定にあたって

管理者としての役割を十分理解するとともに、鳥取県を取り巻く現況やスポーツ等関連行政施策の動向を踏まえ、本水泳場における管理の課題を明確にしたうえで、管理業務を効果的かつ効率的に行うための基本方針を策定する。

① 私たちに課せられた使命の実現に向けて

行政施策の代行を担う管理者として、鳥取県や国の行政施策の円滑な執行に資するために、課せられた使命と責務を果たせるよう事業計画を策定する。

ア 国のスポーツ施策等の転換期を見据えて

国民のスポーツ意識の高まりを背景に、平成22年の「スポーツ立国戦略」の策定や新たな『スポーツ基本法』の施行などスポーツ行政の一大転換期を迎えて、スポーツ施設のあり方も大きく変化している。

指定管理期間においては、新たなスポーツ施策の動向や将来展望に対して的確かつ柔軟な対応策を講じるため中長期的な事業計画を策定する。

- ・県民のスポーツ権への対応
- ・地域スポーツクラブ等の育成支援策の強化
- ・障がい者等も一体となったスポーツ振興
- ・プロスポーツを巻き込んだ多角的なスポーツ活動

イ 鳥取県の行政施策動向を踏まえて

指定管理者としての責務として鳥取県の行政政策について熟知するとともに、その計画等の円滑な推進に向けて全力を挙げて連携・協力に努める。

◎関連法令等に即した適正な施設運営

『地方自治法』『公共サービス基本法』や『体育施設条例』等の当水泳場の管理運営上で準拠しなければならない関連法令を遵守する。

□遵守しなければならない法令等

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鳥取県産業振興条例、鳥取県公有財産事務取扱規則、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県情報公開条例、鳥取県行政手続条例、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

② 的確な現状認識と指定管理期間を見据えた社会変化への対応

公共スポーツ施設の持続可能な管理運営を行うために、施設を取り巻く環境を正確に認識するとともに、以下のような社会環境の変化を迅速に把握し対応をする。✓

ア 施設運営を取り巻く現状やリスクにマクロ的に対応

◎世界経済の不安定化と物価高騰による利用面・コスト面のリスク対応

資源高（原油高騰等）による物価高騰が施設利用の減退や運営コストアップに影響を及ぼすことに十分に留意して管理運営を行なう。✓

◎安全意識の高揚や防災対策

東日本大震災や熊本地震による国民の安全意識の高まりを受けて、安全や危機管理対策の抜本的な見直しを図るとともに、防災機能の強化など安全安心な施設環境作りに取り組む。✓

◎新型コロナウイルス感染症対策

コロナ禍の中にあり、利用者全ての方に安全にまた、安心して使用していただくため、国、県、スポーツ庁等の新型コロナウイルス感染症対策の指示、県営東山水泳場マニュアルにのっとり運営していく。✓

◎ストップ地球温暖化！と節電への取り組み

地球温暖化防止に向けて『地球温暖化対策実行計画』を遵守するとともに、「節電対策基本方針」に基づき電力の省エネ対策を進める。✓

イ 令和3年を想定した社会環境変化への適応

今後の社会環境変化を想定した先見性の高い計画立案と執行を実施する。✓

◎人口構造の変化とライフスタイルの変化

鳥取県の人口は、令和2年10月1日現在555,402、世帯数は221,433世帯である。

今後、総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は32.5%に達し、およそ10人に3人が高齢者になると見込まれる。✓

このため、『高齢者保健計画』では、介護予防や健康増進事業を積極的に展開するなど、高齢者が生きがいを持って自己実現を図ることができる環境づくりを推進する。✓

◎県民ニーズの多様化と健康・スポーツ意識の向上

県民の皆様のライフスタイルも多様化してくるものと思われるが、予想されるスポーツへの関心や健康志向の高まりに応えられるよう、個々人の体力に応じたスポーツメニューの提案など行う。

社会的な健康・スポーツ動向や県民アンケート調査等による県民のニーズの把握に努め、新たな成人プログラム、気軽に参加できるスポーツイベントなど多様な健康・スポーツ事業を実施する。

◎サービスの向上期待と財政再建機運の高まり

管理者制度の導入目的である公共性を担保し、利用者サービスの向上と経費の縮減を両立させるべく、利用者第一の理念の基に、『都市経営ビジョン・アクションプラン』を参照しながら、ハード・ソフト両面からの運営改善策を行う。

ウ 施設に関する管理運営上の主な課題と対応策

◎耐震性や経年劣化に対応した施設・設備の安全対策

本水泳場は、昭和58年に完成し平成24年にリニューアルされた施設であるが、地震等大規模災害への備えが必要である。日常、定期点検を怠らず、鳥取県の大切な財産である建物や設備の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める。

◎大規模災害発生時の避難所等としての機能維持

『地域防災計画』によれば、本水泳場は避難所等には指定されていないが、危機発生直後においても、これらの施設を利用できるよう業務を継続する必要がある。

地震、台風など大規模災害や緊急対処事態など、本県に甚大な被害と県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際に備え、避難場所としての機能維持に努める。

本水泳場の消防計画や防災計画に加え、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、必要な訓練や研修を実施し、業務継続を確保する。

（２） 管理運営に対する基本方針

① 本水泳場の経営理念（ビジョン）

国の『スポーツ立国戦略』の成果指標であるスポーツ実施率65%以上の実現を目指して、すべての県民が「いつでも・どこでも・だれでも、する・観る・支える」スポーツに親しむきっかけづくりを推進する。

計画のキャッチフレーズと連動して「夢・感動・笑顔があふれるスポーツ施設」という経営理念（ビジョン）を掲げて運営管理にあたる。

② 本水泳場の管理運営方針

スポーツ基本法に伴うスポーツ権の尊重、県民のエコや安全意識の高まり等によりスポーツに関する県民の関心と需要に応えるため、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例に基づく東山水泳場の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守

管理、修繕、清掃、保安警備等)を次の5つの基本方針のもとで管理運営、遂行する。

ア 安全・安心で快適な施設空間の創出

◎安全・危機管理体制の強化

防災・防犯体制の強化、危機管理体制の強化、実地訓練の強化、監視体制の充実

◎コンプライアンス体制の強化

公益通報制度・職員管理の適正運用、委託先の監理徹底、研修の強化

◎ユニバーサルデザインの強化

ノーマライゼーション、情報弱者への配慮、人権・男女共同参画の徹底

イ 利用者視点の高品位なサービス提供

◎利用者サービスの質的・量的な拡充自主事業の拡充、付帯サービス拡大、子育て支援、
機器のリニューアル

◎情報発信機能の強化による利用促進策

広報広聴機能の充実、メディア活用、満足度調査・市場調査の強化

◎ホスピタリティ溢れるマンパワーの育成

ワンストップサービス、マニュアル・マナー研修の充実、弱者サポート対策

ウ 鳥取県の地域資源を利活用した施設運営

◎地域や関係団体との連携強化

競技団体・教育機関・スポーツクラブ等との連携、観る・支えるスポーツの推進

◎イベント等の参画による地域との絆の拡充

イベント・まつり参画、共同PR

◎積極的な地域貢献活動の展開

清掃・防犯活動、地域活性化事業、他公共施設との連携、地域の小中学校との連携

エ 効率的・効果的なマネジメントの推進

◎人材の資質向上と認証等の取得

キャリアアップ研修、資格取得促進、適材適所の配置

◎PDCAサイクルによるムダ・ムラ・ムリのないマネジメント業務改善提案の活用、

苦情への即応体制、コスト管理の徹底、権限委譲

◎モニタリング機能の強化

事業進捗管理体制の強化、行政評価への真摯な対応、第三者評価の実施

オ エコ型スポーツ施設管理の推進

◎ライフサイクルコストの削減

ファシリティマネジメントに基づくきめ細かいメンテナンスを行う

③ 鳥取県の施策と連携した管理運営

◎鳥取県スポーツ推進計画等、鳥取県の施策について積極的に協力する。

◎鳥取県が開催する大会、行事等については、他の利用者と調整を図りながら円滑な開催を行う。

◎災害が発生した場合には、鳥取県や米子市と連携体制をとり迅速な対応を行う。

④ 健康増進法に係る受動喫煙対策

◎健康増進法を受け平成31年4月より米子市東山公園敷地内が全面禁煙となり、同様に当施設敷地内全面禁煙としています。

(3) 経費節減のための方策

建物・施設の管理面から経費削減の工夫をする。

① マルチスタッフ育成により経費圧縮

スタッフ全員がすべての業務が行えるようにすることで、業務範囲を独立させすぎず、余剰な作業及び人員の発生を抑制する。

② 総合管理（トータルマネジメント）等の視点でのコスト削減について

現在の施設をより長く効果的・継続的に維持していくことを管理運営の基本とし、施設の資産価値の延命とコスト削減の効果を図る。

ア 各種数値をデータベース化し、経費削減に役立てる。

現在得られる各種数値をデータベース化し、記録・分析することによって、将来発生しうる施設の諸問題を予測し、適切な対策を講じるよう努める。

イ 継続的改善活動によるコスト削減

日常点検・定期点検を実施して、設備における異常・故障を未然に防ぎ、計画的・効率的な維持管理を行う。

③ 省エネルギー推進によるコスト削減について

全てのスタッフに対し、「省エネルギー推進教育」を実施し、管理コストの削減を図るとともに、環境にやさしい運営を目指す。

また政府から打ち出された「節電実行基本方針」による「使用最大電力を▲15%以上抑制」に準拠し、県民の理解を得ながら実行していく。

ア 室温調整

夏28度以上、冬は20度以下に設定することで冷やし過ぎ・暖め過ぎに注意する。

イ ファンコイルの手入れ

ファンコイルのフィルターは、こまめに清掃する。

ウ ブラインドの利用による冷暖房効率のアップ

冷房時や昼間はブラインドを下ろして日差しを防ぎ、夜間はブラインドを上げて室内の熱を逃がす。暖房時や夜間は、ブラインドを下ろして熱の放出を防ぐよう努める。

エ こまめな消灯の実施

照明で消費されるエネルギーは、こまめに消灯し、点灯管理を行う習慣をつけるよう努める。

オ エネタイプの照明設備の使用

省エネ型ランプなら、電力使用量が同じ明るさの白熱球の約1/5となる。照明交

換時は省エネ型を導入するよう努める。

カ 待機電力の削減、

○A機器は、使用後スイッチを切る、またはプラグをコンセントから抜いて待機電力を減らすよう努める。

キ ゴミの排出量を削減、

施設から発生するゴミの分別を徹底し、廃棄物のリサイクル品目を増やし、捨てるゴミの排出量を抑制し、同時に廃棄物処理コスト低減に努める。

また、日頃から3R運動（リサイクル／リユース／リデュース）を推進する。

ク その他の提案、

維持管理費について、「清掃業務」「消防用設備保守点検」「浄化槽保守点検」「循環ろ過機保守点検」については、仕様書の見直しから契約締結に至るまで、鳥取県スポーツ協会から指導を受け経費の節減に努める。

維持管理費のうち、「競泳用自動審判装置点検」については、導入当初から当連盟が使用しており、定期点検業務をこれまで以上に行うことで経費削減に努める。
皆生市民プールと連携し、薬剤を始めとした共同購入により経費の節減を行う。

2 サービスの向上策と利用促進に向けた取組

(1) 施設の現状に対する課題等について

本水泳場において実施している水泳教室参加者や本水泳場のヘビーユーザーである加盟競技団体等の関係者から綿密なヒアリング等を実施するとともに、スポーツ施設管理の専門家等からのアドバイスを受けて、以下のような現状認識を行っている。

ハード面の重点項目

○水質・水温の適正管理

○トイレ・シャワー・更衣室の衛生管理

○安全対策

ソフト面の重点項目

○利用者とのコミュニケーション

○快適な空間の提供

(2) 現状の課題を解決するための改善項目

利用者の受付及び案内、付属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供並びに施設の利用促進その他施設の管理運営に必要な業務を確実に遂行する。

① 利用者第一主義の誠実なサービス提供

「施設の特性を活かした包括的なサービス提供」の根幹となる利用者サービスを大幅に

改善するために、利用者目線のフレンドリーなサービス提供を行う。

ア 利用者第一主義のサービス原則（９項目）

- ・利用者とのコミュニケーション重視
- ・利用者に対する心のバリアフリーサービス
- ・水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け
- ・外国語での案内板
- ・意見箱、感謝の箱の設置
- ・水泳大会のプログラム作り等、事前準備を含めた大会開催の手助け
- ・子ども達の活躍の応援
- ・県内小中学校との連携（校外授業、部活動）

イ 利用者へのホスピタリティサービス（１２項目）

- ・トライアスロンのトレーニング環境整備
- ・皆生ライフセービングクラブと連携しての安全水泳教室の開催
- ・フィンスイミング教室の開催
- ・トップアスリートの招へい
- ・水泳教室の充実
- ・泳法分析会の開催
- ・人に優しいサイン計画
- ・快適な空間の提供
- ・快適で衛生的な更衣室
- ・快適で衛生的なトイレ
- ・指導者講習会の開催
- ・血圧計、体重計の設置

② 安全・安心で心地よい維持管理

「安心感と信頼感を醸成する管理」を速やかに実行するために、利用者が安全に利用できることと安心感を実感するとともに、再度利用したくなるような心地よさを体感できる維持管理を行う。

ア 安全最優先で心地よい維持管理（１０項目）

- ・運営管理に精通した安定感ある人材の配置
- ・ひと目でわかるスタッフ紹介
- ・適正な設備・器具等の維持管理
- ・最適な水質管理の徹底
- ・最適な水温管理の徹底
- ・大会にふさわしい最高のコンディショニング維持
- ・車椅子の安全な使用
- ・管理者を明確にするための看板

- ・ 駐車禁止のための三角コーナーの設置
- ・ 不審者対応のための「こどもかけこみ110番」の登録

イ クレンリネスや環境美化の徹底（2項目）、

- ・ 適正な敷地内の清掃
- ・ 樹木等の景観美化の徹底

ウ 新型コロナ感染症防止対策の徹底

- ・ 職員の体調管理に努める（検温、マスクの着用、手の消毒等）
- ・ 利用者への広報に努める（掲示物、呼びかけ等）
- ・ 各部屋及び更衣室の換気、ロッカー、ドアノブ等の除菌を行う
- ・ 利用者の体調の確認（検温、消毒、施設利用調査等の実施）をする
- ・ 大会時の3密を避けるなど施設利用の詳細な打ち合わせにより、感染防止に努める

(3) サービスの向上と利用促進に向けた具体策

利用者とのコミュニケーション重視

私たちは利用される方々とのコミュニケーションが職員全員すでにとれています。今後も積極的にコミュニケーションをとり要望・クレームに迅速に対応していき利用者のニーズにあった管理をしていきます。

快適な空間の提供

定期的に職員が館内を巡回し、ロビー・更衣室等、館内で快適に過ごして頂けるように、きめ細かな清掃・室温等を管理していき日常の施設・設備の点検補修を徹底して行い、快適な空間を提供していきます。

最適な水温管理の徹底

今まで管理してきた経験を生かし、2時間ごとの水温測定や利用者の目線に立って、実際にプールに入ることによって快適であるかを確認します。

最適な水質の管理

利用者の目線で常に確認し、きめ細かくゴミ拾いなど日常の管理を徹底して行います。また、室内プールのろ過機も更新され（R1. 10月）、さらなる保守点検・日常点検を十分に行っていきます。

快適で衛生的な更衣室

定期的な水の除去・大きめの足拭きマットの設置・シャワー室で身体を拭いていただくためのタオル置き場の設置など、更衣室を快適に使用していただけるように常に更衣室の衛生管理の徹底を行います。

快適で衛生的なトイレ

日常的に清掃を行い、3回以上の点検により迅速な補修を行っていき快適で衛生的なトイレにしていきます。

人に優しいサイン計画

利用される方々の立場に立って、頻繁に利用する場所については大きな表示の案内板でわかりやすくし、初めての方でもどこに何があるのかわかるようにしていきます。

車いすの安全な使用

本水泳場に設置してある車椅子を、安心して利用して頂けるように車椅子の安全点検を定期的に行います。また車椅子の置いてある場所が明確にわかるように玄関から見えるところに設置します。

血圧計・体重計の設置

利用者の健康維持に協力するために、ロビーに血圧計・体重計を設置します。そして水泳の前後に自分の血圧や体重を測定して頂き、健康管理のために役立てて頂きます。

トップアスリートの招へい

23年6月、ソウルオリンピック金メダリストで前スポーツ庁長官の鈴木大地氏を本水泳場で行われている水泳大会に招へいしました。

また28年11月にはリオデジャネイロオリンピックに出場した江原騎士選手と青木智美選手を招へいし模範泳法・サイン会を行いました。これからもオリンピック選手の招へいし、講演会やトレーニングセミナーを実施し、子ども達に夢や希望を与える機会を提供します

指導者講習会の開催

本水泳場が水泳の普及・発展を目指した「水泳の学校」となるべく、「指導者講習会」を本水泳場を拠点にして行っていきます。また、この講習会に当連盟のスタッフを指導者として参加させ、受講者に初心者指導から4泳法の指導まで幅広い内容を勉強して頂きます。

ひと目でわかるスタッフ紹介

利用者の皆様にもはっきりとわかるように、館内にスタッフの写真と名前を提示し、また職員全員が名札を着けひと目でスタッフとわかるようにし、気軽に声を掛けて頂けるようにしていきます。スタッフユニフォームもわかりやすい色で統一し、安心して利用して頂ける環境作りをしていきます。

運営管理に精通した安定感ある人材の配置

防火管理者及び衛生推進者の資格を持つ館長を配置し、プール管理者に必要な資格を有した副館長以下職員により安全・安心な管理運営を行います。さらに、水泳コーチの資格を有した職員により充実した水泳教室等の指導を行います。

利用者に対する心のバリアフリー

利用者が心地よく施設を使える雰囲気を作ることが何よりの安全対策と考えます。そこで健康な体・健康な心をつくるために職員ができることは第一に爽やかな挨拶と考えます。挨拶を交わすことで、利用者との垣根がなくなり訪れやすい施設となります。さらに利用者の本音を聞くことによりサービスに反映できよりきめ細かな安全対策を講じることが可能となります。

不審者対応のための「こどもかけこみ110番」への登録

全国的に不審者の出没が頻発しています。本水泳場は不審者の被害に合う前に逃げ込むことのできるよう、児童の安全な登下校や安全な放課後の時間を保障するために「こどもかけこみ110番」に申請・登録し、鳥取県の防犯教育に協力していきます。

駐車禁止のための三角コーナの設置

本水泳場の前の道路は大会になると常に車で一杯になってしまいます。そこで米子市中学校体育連盟と連携し路上駐車をさせないために赤の三角コーンを100個購入し、路上に置いて駐車違反を防ぐとともに他の人々の通行の邪魔にならないように努めていきます。

外国語での案内板

本水泳場を利用される方々には、英語・ハングル語などの母国語でしか喋れない方もおられます。その方々に不便をかけないようにそれぞれの母国語の案内板を用意していきます。

意見箱・感謝の箱の設置

今までの意見箱では、ややもするとマイナスイメージの意見が多くなりがちであります。そこで施設全体の良かった所・評価してもらえる所を書いて頂く感謝の箱を意見箱とともに設置していきます。改善する所を直していくだけでなく、よかった所をもっと伸ばしていく施設作りを行います。

樹木等の景観美化の徹底

樹木の世話は日々の日常の手入れが欠かせません。日常の手入れをしっかりと行い、年に4回以上の大掛かりな草刈をすることで敷地内の樹木等植物の管理・美化をしていきます。

適正な敷地内の清掃

管理者としては当たり前のことですが、午前・午後と1日2回の施設巡回をする中で、利用者からは目の届きにくい場所の清掃も行い、利用者の方々・本水泳場以外の公園利用者にも不快感を与えない快適できれいな環境づくりをしていきます。

泳法分析会の開催

一般の水泳愛好家の希望者を公募し当連盟が所有している水中カメラ（日本代表も使用している高度な物）を使い「泳法分析会」を開催します。「どの部分がロスになっているのか?」「どこをどう直せばよいのか」「どのような練習が有効か」を的確にアドバイスしていきます

子ども達の活躍の応援

本水泳場では年間多くの水泳大会が開催されます。その活躍は新聞等にも掲載されます。新聞記事等を館内に掲示して、子ども達の活躍を応援します。

管理者を明確にするための看板

本水泳場を管理しているのはどこの団体なのかを利用して頂く皆様に明確にはっきりと大きく提示し信頼される運営に努めます。

水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け

水泳競技及び健康・体力づくり活動の拠点として、多くの県民や地元競技者に気持ちよく活用されるような環境づくりをしていきます。また、各学年PTA行事や、各公民館の子ども会活動の行事に当施設を提供し、子ども達に水と親しんでいただけるよう努めていきます。

県内小中学校との連携（放課後水泳・部活動）

当連盟常務理事である館長が積極的に小中学校に声を掛けていき、中学校の職場体験・小学校の社会科見学などの校外学習を積極的に受け入れていきます。そして本水泳場の持っている目的を児童・生徒に啓発していきます。

県内小中学校との連携（放課後水泳・部活動）

小学校の放課後水泳での指導、中学校の部活動での指導など初心者指導から高度な指導等の様々な知識を求めている先生方に当連盟の職員が提供していきます。また直接アドバイスもしていきます。

水泳大会のプログラム作り等、事前準備を含めた大会開催の手助け

水泳大会でのプログラム作りなど事前準備はとてもたいへんな作業です。当連盟は何十年にも及ぶ大会開催の経験があり、プログラム編成専用のパソコンソフトも持っています。各種団体の大会、各学校の大会などあらゆる水泳大会の開催に向けた準備に協力していきます。

大会にふさわしい最高のコンディショニング維持

私たちは、大会設備・器具の使用方法を十分に把握しており、大会運営に必要とされる専用パソコンソフトも6台所有しています。(現在のルールでは当連盟所有のソフトがないと公認記録として認められません。)選手・関係者の方々に満足して頂け好記録の出る大会にできるよう最高のコンディショニングに整えます。

適正な設備・器具等の維持管理

当水泳場に常備されている設備・器具は競泳大会開催の必需品など特殊な設備・器具が多くあり、実際に大会などで使用し熟知している関係者でないと不備等はわかりにくいものです。私たち職員は、実際にこの設備・器具を大会ごとに使用していますので不備・異変を速やかに早めの対応で管理していきます。

水泳教室の充実

本水泳場の指導者は、日本水泳連盟の有資格者であり、長年の経験と指導実績でより安心安全な楽しい水泳教室を展開していきます。

トライアスロンのトレーニングの環境整備

シドニーオリンピックに出場された小原工氏と協力して練習会やジュニア育成活動を行い、トライアスロン教室を開催します。

フィンスイミング教室の開催

鳥取県在住でフィンスイミング世界選手権代表の増田恒幸氏と協力してフィンスイミング教室を開催します。従来の競泳・水球・飛び込みだけでなく、新しい競技も提供しフィンスイミングの魅力を味わわせ、水泳競技を通しての児童の健全育成に努めていきます。

皆生ライフセービングクラブと連携しての安全水泳教室の開催

皆生ライフセービングクラブと連携し児童・生徒を対象として、服を着たまま水に入る「着衣泳体験教室」を実施し、水の事故から自分の命を守る知識や技術を習得してもらいます。

(4) 自動販売機の設置について

現在当施設では、利用者の利便に寄与するために清涼飲料水の自動販売機を屋内管理棟に2台、屋外プール入口に1台、アイスの自動販売機を受付横に1台設置している。

(アルコール類、たばこ、青少年に有害な書籍、玩具等、ゲーム機は設置しない。)

(5) 使用者・利用者に対するサービス向上策

本水泳場の設置目的である「水泳競技の競技力の向上及び指導者の養成、県民の健康増進、スポーツの振興」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、更なる体制強化に向けて総力を挙げて取り組むよう努める。

① 鳥取県及び近隣市町村等との緊密な連携を強化していく。

鳥取県内のスポーツ・健康部局との連携を強化し、施設利用を核とした県民の健康・スポーツ施策についての相乗効果を高めるための協働体制を強化する。

鳥取県内の他の公共・民間体育・スポーツ施設やスポーツクラブとの共存・共栄を図るための調整・プロモーション活動を強化する。

② 周辺地域・関係団体との連携を進める。

周辺住民の健康増進や地域活性化に向けた積極的な取り組みを推進し、スポーツ教室等自主事業の拡充、利用者懇談会開催、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい・コミュニケーション・交流の場としての活用に努める。

その他の関係団体とは、健康・スポーツ団体等への運営支援、情報交流機会の拡充、レクリエーションイベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、リサイクルフェア・展示会開催、子どもの肥満対策など多角的な連携を図っていく。

地域の人々の健康づくり・福利厚生の場としての提供にも努める。

③ 当連盟加盟団体・県外水泳連盟との連携を強化する。

県水連の加盟団体(登録団体122、小体連、中体連、高体連、鳥取県障がい者水泳協会等)に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等をするとともに、各団体の動員力や機関誌等の広報力を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者増加への方策など協力体制を構築する。

④ 地域への経済的な波及効果を高める。

連盟の施設運営によって、経済的波及効果と社会的波及効果の2つを高めることができると考えており、地産地消型経営手法により、スタッフの県内からの雇用、県内事業者への業務委託、県内事業者からの備品・消耗品等の調達を基本とし、循環型経済効果発生に努める。

⑤ 地域への社会的波及効果を高める。

本水泳場が生み出す付加価値として金銭では換算できない社会的な効果発生を重視し、その最大化を目指して多角的な方策に取り組む。↙

施設知名度向上のための各種イベントやメディア露出機会の拡充、マスコミ・インターネット等のメディアミックス（戦略的広報）による媒体効果の活用、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着、環境保全行動・地域活動参加率の向上に向けた啓発活動、生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減に努める。↙

⑥ 利用団体との連携強化を行う。↘

本水泳場においては、主催者の要望の如何を問わず、大会の円滑な運営、競技スポーツの振興のためにサポートしていく。↙

⑦ 公平にかつ公正な貸出のありかた ↘

公の施設としての基本原則である平等利用の確保を指定管理者として規則に従って決定していく。↙

また、情報提供や事業展開についても十分な配慮と対策を講じることで、誰もが平等に利用できるよう努める。↙

ア 公の施設として平等利用を厳格に守る。↙

イ 誰もが気持ちよく利用できる施設環境の向上に努める。↙

ウ 利用者にやさしいユニバーサルなサービスを提供する。↙

エ 利用調整会議を開催する。↙

⑧ 誰もが利用しやすい施設づくり ↘

利用しやすい施設にするためユニバーサルデザイン化を進め、障がい者・高齢者にやさしい施設づくりと運営を目指す。↙

3 利用者の要望の把握及びその対応方針

利用者の声をより多く収集し、運営に反映する。

(1) 「意見箱」の設置

直接スタッフに申し出がない意見も、個人を特定せずに伺うことができる「一言ボックス」を設置する。✓

(2) アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査による意見収集を実施し、分析・評価し以後の事業計画の参考にする。✓

4 外部委託について

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があると考え、ため外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるという認識の下、一体となった管理を行う。

業 務 名	業 務 内 容
	委 託 業 者
空調機・ボイラー保守点検	ボイラーを正常に運転させるための点検 (株) 米子ガス産業 ✓
清掃作業	衛生環境確保に基づき清潔な確保のための清掃 (公財) 米子広域シルバー人材センター ✓
消防設備保守点検	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守 (株) 吉備総合電設 ✓
浄化槽保守点検	浄化槽を正常に管理するための保守点検 (有) 米子清掃 ✓
循環ろ過機保守点検	ろ過機を正常に運転させ、ろ過能力を保つための点検 (株) 石田コーポレーション米子支店 ✓
電気系統の保守	電気系統を正常に動かすための保守 米子市契約 ✓
夜間・休日警備	休日及び夜間の警備業務 (株) 北陽警備保障 ✓

5 料金設定

(1) 開館時間と設定内容

① 利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおり10時から20時とし、下記屋外プールについては夏休み期間中18:00まで延長する。

② 管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くする。

使用場所	営業時間
屋内25mプール	10:00～20:00
屋外50mプール(6月15日～9月15日)	10:00～17:00

(2) 休館日と設定内容

プールにおいては水質保全のため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始(12/29～1/3)を休館日とする。

鳥取県民の日(9月12日)が水曜日にあたる場合は開館する。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがある。

(3) 利用料金(消費税込)

個人利用	一般	1回につき	550
	学生	1回につき	330
	小中学生	1回につき	220
	幼児	1回につき	110
専用利用	1コース	1時間につき	2,200
	全コース	1回につき	44,000
団体利用 (20人以上)	一般	1回につき	330
	学生	1回につき	220
	小中学生	1回につき	110
	幼児	1回につき	50
飛込プール専用利用		1日につき	15,840
回数券	一般	12枚綴り	5,500
	学生	12枚綴り	3,300
	小中学生	12枚綴り	2,200
	幼児	12枚綴り	1,100
会議室		午前	330
		午後	650
		夜間	490

(4) 利用料金の減免について

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行う。

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領

減 免 事 由	減免率
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体が、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年単位以上の規模で行うもので、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
ア 学校教育法第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって次の（ア）～（ウ）に該当するものが利用するとき。	
（ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
カ 中学校の水泳部の部活動の為に利用する時	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2
3 障がい者等及び介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
オ 心身に障がい有する者で、次の（ア）～（ウ）に該当するものが一般利用の方法で利用するとき。	10/10
（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10/10
（イ）児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者	10/10
（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明	

書を交付した者（知的がい害、病弱等に伴って情緒障がい有する者）	
カ 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
キ ア～カの介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が一般利用するとき。	10 / 10
ク 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
（ア）利用者のうち、1 / 2以上が障がい者等及びその介護者の場合	10 / 10
（イ）利用者のうち、1 / 2未満が障がい者等及びその介護者の場合	1 / 2
4 幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。（全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）	10 / 10
5 70歳以上の者が利用するとき。	10 / 10
ア 70歳以上の者が一般利用するとき。	
イ 70歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
（ア）利用者のうち1 / 2以上が70歳以上の者の場合	10 / 10
（イ）利用者のうち1 / 2未満が70歳以上の者の場合	1 / 2
6 鳥取県又は米子市が主催する大会で利用するとき。	10 / 10
（ア）県民スポーツレクリエーション祭	
（イ）県民スポーツレクリエーション祭米子市予選会	
（ウ）わかとり記念水泳大会	
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
（ア）利用者のうち、1 / 2以上が要介護者等の場合	1 / 2
（イ）利用者のうち、1 / 2未満が要介護者等の場合	10 / 10
8 鳥取県の国民体育大会に出場する水泳競技選手団が強化合宿として、専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
9 一般財団法人鳥取県水泳連盟が指定する強化指定選手が競技力向上を目的として、個人利用の方法で利用するとき。	10 / 10
10 その他スポーツの振興を図るため指定管理者が特に必要があると認めたとき。	10 / 10
鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	
11 公的団体が人命救助訓練として、専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
12 1により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	

(5) 利用の許可について

体育施設条例 9 条の規定・10 条の規定またはその他の規定に基づき、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取り消し、利用料金の徴収及び利用料金の減免を行い、安心して利用して頂けるように努める。

① 体育施設条例第 7 条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き東山水泳場の利用の許可を行う。

a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

b 東山水泳場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

c 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

d a から c までに掲げる場合のほか、東山水泳場の管理上支障があるものとして、知事が別に定める場合に該当するとき。なお、c に該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

6 事故・事件の防止措置と緊急時の対応について

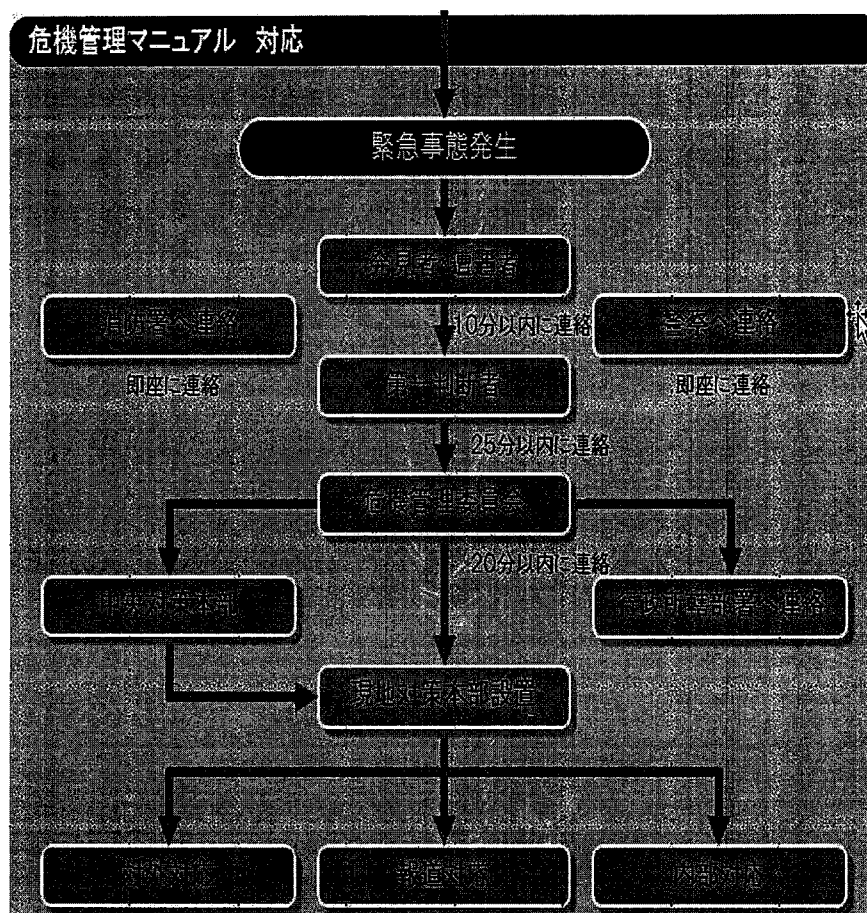
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配る〈見る〉、声かけをする〈話す〉という基本的な行動を実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにする。

・具体的な取組み内容はマニュアル化し、スタッフ全員と警備委託先に周知する。

・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図る。

危機管理フローチャート



緊急時の対応内容

事 象		レ ベ ル	対 応 内 容
火 災	出火場所特定	5	●施設内での火災を目視、または報知器によって知った場合は、直ちに現場を確認し、利用者の避難誘導と消防署への通報、初期消火活動を行う。 ●傷病者がいる場合は、直ちに応急手当と医療機関への搬送を手配する。
	出火場所特定できず	4	●報知器が発報したが、出火場所・出火の事実が確認できない場合は、直ちに避難を開始できるように準備をする。
		2	●誤報であることが特定できた場合は、利用者に状況を知らせ、供用を継続するが、しばらくは経過観察を続け警戒する。
地 震	倒壊・崩落などを、伴う大規模な揺れ	5	●利用者を落ち着かせ、揺れが収まるまで待機。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火をとめる。 ●揺れが収まり次第、利用者の避難誘導を行う。施設内に残存者がいないことを十分に確認する。
	大きな揺れを感じた	4	●利用者を安全な場所に待機させ、情報収集する。 ●施設の外観点検の後、細部の点検を行う。施設に異常が発見された場合、安全が確認され完全復旧するまでは供用を中止する。 ●施設に異常が無い場合でも、電気・水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。 ●点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし「2警戒」の状態)
	揺れを感じた	3	●情報収集する。 ●建物の外観点検の後、細部の点検を行う。点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし、「2警戒」の状態)
	地震後	1	●直後に発見されなくても、しばらくは建物の崩落箇所、クラックの有無、施設機能などを観察する。
感 染 症 な ど	県から施設の閉鎖などの判断がなされた	3 or 4	●入口に施設閉鎖の案内掲示を行う。 ●予約団体等には、電話や文書によって施設の閉鎖の事情を伝え理解いただく。 ●県と連絡を密にとり、再開に向けての準備を続ける。

	WHO の厚生労働省から感染症の発生が報告され、注意が促される場合	2	●感染症の発症が報道され、国内で流行の兆しが現れた場合、こまめに情報収集をする。 ●県の指示を仰ぎ、利用者対策を検討する。 ●各現場にスタッフの健康管理や緊急時の対応についての会社通達を伝達する。(感染予防、感染の疑いがある場合の対応など)
停電・断水	停電（全停電）し、復旧の見込みが分からない	4	●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。 ●停電発生のご案内放送を行う。 ●長時間復旧の見込みがない場合は、施設供用を中断する。
	停電（全停電）した	3	●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。 ●停電発生のご案内放送を行う。 ●照明点灯（電力供給再開）後、使用を再開する。
	長時間の停電の後に復電した	1	●電力供給会社から受電電圧を確認し、復電作業を行う。 ●各室の照明点灯を確認し、設備の安全巡視を行う。 ●停電復旧のご案内放送を行う。
	予告のない断水	3 or 4	●水道局に問い合わせをし、情報を収集する。水道局で詳細が確認できない場合は、施設周囲の情報を収集する。 ●断水が発生していることを施設利用者に放送や口頭、張り紙等で周知する。 長時間復旧の見込みがない時や原因が不明の場合は、県と協議をし、一時的または当日の利用中止措置をとる。
	予告されていた断水	2	●一時的な利用中止措置が必要か否かを県と話し合い、館内ポスターやアナウンスにより周知する。 ●必要最低限の水を予め確保しておく。

① 火災・災害等防止対策

ア 火 災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にする。

また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）（別紙 1）を実施する。

〔火災を防ぐ〕

- ◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。

- ◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆消防設備の定期点検を実施する。
- ◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

イ 地震・津波

被害を最小限に食い止めるための備えをする。

また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用する。

〔地震・津波に備える〕

- ◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
 - ◆火気使用場所の整理整頓に努める。
 - ◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
 - ◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。
- ※災害時及び緊急時には「東日本大震災」において問題となった携帯電話の通話不能状態となったことから、利用者の避難誘導及び管理者の連携を強化するためにトランシーバーを5台備える。

ウ 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があるので、植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行う。

〔台風・豪雨に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練る。
- ◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

エ 緊急時に備えた資材調達

“避難誘導資材”“災害対策資材”など必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておく。

② スポーツ活動における事故防止

利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止・防犯・防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
プール施設・器具の点検	施設・器具の点検項目としては、『日常点検チェックリスト』を最低基準とし、安全を維持します。 ろ過循環設備は、専門業者によるメンテナンスを実施し、スタッフによるろ過機の外観点検、機能点検及びプール槽内の目視点検を毎日実施します。
健康チェックの奨励	プール受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃から自身の健康管理と事故防止について興味をもっていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置しています。
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者・希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います（事前の申し出と打合せを要します）。

③ プールにおける事故防止対策

プールの管理（監視）においては、リスクマネジメントの発想を持って業務にあたる。
利用状況に対応して監視の配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される夏休み期間等の繁忙期は監視人員を増員することで、監視体制を充実させる。

④ 不審者等防止対策

ア 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署・交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力をする。また、利用者に対する情報提供・注意喚起を積極的に行う。

イ 盗難防止

・貴重品は必ず鍵付ロッカーに収納するよう、窓口及び館内掲示により利用者に呼びかけを図る。

・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示する。

・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生の防止に努める。

ウ 盗撮防止

盗撮防止の為、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることはないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には、許可証の携帯を義務付ける。

エ AED（自動体外式除細動器）の管理

AEDを利用者の方が一目でわかるようにロビーに配置し常時使用できるように維持管理をする。

（２） 緊急時の体制・対応

① 火災・災害対応

ア 火災対応

〔通報連絡班〕・・・消防署・警察への通報。

〔消 火 班〕・・・事務室火災報知機盤により現場確認し、消火器と電話を持って現場へ急行。火災現場を確認、初期消火。

〔避難誘導・救護班〕・・・利用者へ災害・火災状況を伝えながら、混乱が生じないように冷静に避難誘導を実施。負傷者発生の場合、適切に応急救護（人工呼吸、除細動器等）

〔非常放送避難誘導班〕・・・非常放送により利用者の避難を誘導。

※職員の配置状況により、各班を兼ねる場合がある。

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、上記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をする。

イ 地震・津波対応

一次対応

- ・「緊急地震速報」が出たことを迅速に伝える。
- ・利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。
- ・津波発生時には、利用者及び職員の人命を第一と考え高台等、安全な場所へ避難誘導行う。

二次対応

- ・建物の外観点検をした後、細部の点検をする。特に水を大量に使用するプールは、プール槽、配管などに異常がないか可能な限り細部まで調査する。
- ・建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ 台風・豪雨

一次対応

- ・天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる、飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。
- ・利用者、来場者に情報提供するとともに被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。

二次対応

- ・適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意を払う。
- ・故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

エ 施設設備の異常・故障

- ・設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている職員が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

※ 閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡

※ 火災・災害発生時は鳥取県にすみやかに第1報を報告し、その後も必要に応じ随時報告

※ 終息後、総点検を行い鳥取県に詳細報告

※ マスコミへの対応・・・窓口の一本化、適切な情報提供

オ 災害時の施設使用

次のいずれかに該当する場合は東山水泳場の使用について県の指示に従う。

○地震の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第1条に規定する武力攻撃事態等、感染症のまん延その他これらに類する状況に当たり、東山水泳場を閉館し、住民の避難及び救護又は広域応援活動拠点として使用する必要があると県が認めるとき。

○東山水泳場について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第148条の規定により県が避難施設の指定をしようとするとき。

② 事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行う。

※事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じる。

※近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示する。

※休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示する。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

① 苦情、トラブルの未然防止策

利用者の苦情・トラブルの多くは、利用する際の器具、備品等の不具合や職員の不誠実な対応が中心である。次のような防止策を講じていくとともに、日ごろから職場内での職員研修を行う。

ア 器具・備品の点検と改善措置

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・利用者が利用する器具・備品等について、利用に不都合がないよう常時チェックを行うとともに、必要な場合は改善の措置を講じる。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をする。

イ 利用者の声等への適切な対応

- ・利用者からの苦情やトラブルには、常に丁寧に耳を傾け、可能なものは直ちに改善する、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかな対応を図る。
- ・職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努める。

② 苦情、トラブルに対する対処

ア 苦情の受付

- ・苦情内容は最後までよく聞き、「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認し、記録し、館長に伝える。
- ・利用者に迷惑をかけた場合はまずお詫び（言い訳はしない）しその上で説明する。
- ・利用者と論議をするのではなく、冷静に理解を得るように努める。

イ 処理

- ・処理は館長に連絡するとともに迅速に行い、処理見通しを説明し了解を得る。
- ・処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝える。
- ・寄せられた苦情については、内容、処理結果を館内に掲示する。
- ・寄せられた苦情は精査し、内容によっては県に報告し、必要に応じ県の指示を受けて対応する。

ウ 原因の究明及び苦情処理報告書の作成

- ・必ず原因究明を行い、再発防止に努める。
- ・他施設の苦情、トラブルも参考にする。
- ・苦情処理簿を作成し、管理運営にいかす。（職員全員に処理の統一を徹底）

7 個人情報保護への対応

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づく誠実かつ公正な活動を実施していく。

(1) コンプライアンス体制の整備

- ・コンプライアンス組織を中心としたコンプライアンス違反の予防活動
- ・各種法令に準拠した規則の整備と日常の業務における行動基準の制定

(2) 各種法令の遵守及び施策等への対応

- ・コンプライアンスに関する研修・案内による公共施設管理の自覚と責任の徹底
- ・各種法令への対応策の整備とその趣旨を尊重した業務履行
- ・個人情報に関する法令やルールを厳格に遵守し個人情報の適切な保護と利用を図る。
- ・法令等に特段の定めのある場合を除き、利用者にお知らせした利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用しない。
- ・個人情報保護にかかる態度を継続的に見直し適時適切な改善を図る。
- ・利用者の個人情報の取り扱いに関する意見は、適切かつ迅速に対応する。

(3) 厳格な情報管理体制の構築

- ・法令遵守をはじめ、マニュアル策定や個人情報保護責任者の選任等による個人情報の適正管理・日常的な情報管理の徹底と継続的な業務改善
- ・個人情報の保護への対応

鳥取県個人情報保護条例に準拠し、個人情報の取得・管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整える。

8 情報の公開への対応

(1) 条例・要領に準拠した対応

利用者の知る権利を尊重し利用者の東山水泳場の活性化に資するため鳥取県水泳連盟の定款に準じた知る権利を満たすため情報公開を進める。

情報の開示請求については、「鳥取県情報公開条例」に準拠し、条例・要領の趣旨に沿った対応を講じます。また、同条例に記載されているとおり、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続を進める。

(2) 利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信

情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安心」を考慮し、管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施する。

9 スポーツ振興の考え方

県民の健康・体力づくりの向上を目指した生涯スポーツ活動を推進するとともに、競技団体等とのネットワークを活用し、競技力向上に係る支援を図っていく。

◎スポーツ教室の実施

子どもから高齢者、障がい者対象の教室を職員の専門性を生かして実施する。

◎障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供することと併せ、障がい者が参加するスポーツ大会や講習会等へ職員を派遣するなど支援する。

◎トップアスリートの招へい

全国大会等の誘致と同様に、関係団体と連携し全国的に著名な選手等を招へいし、子ども達に夢や希望を与える機会をつくる。

◎競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援する。

◎指導員等の地域や学校への出前指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導する。

◎鳥取県との連携

鳥取県スポーツ推進計画等、鳥取県の施策について積極的に協力する。

10 スポーツの普及振興に係る自主事業計画

(1) 水泳教室

水泳教室	
参加対象 小学生・成人	定員 10～20名
料金 5,500円（月4回）	主催 当連盟

当連盟の優秀なスタッフによる水泳教室を、開催します。

キッズコース	
参加対象 幼児	定員 40名
料金 5,500円（月4回）	主催 当連盟

泳げない子を泳げるように！水泳好きになってもらうための楽しい教室を開催します。

中高生コース	
参加対象 中高生	定員 40名
料金 5,500円（月4回）	主催 当連盟

キッズコースからのステップアップ！4種目が泳げるようになり、そしてタイムアップを目指す。

選手育成コース	
参加対象 幼児・小学生	定員 40名
料金 8,250円（週4）	主催 当連盟

水泳大会で一番を！週4回の練習でタイムアップを目指す。選手になるための導入コース。

選手スコース	
参加対象 小中高生	定員 40名
料金 8,800円（週6）	主催 当連盟

子ども達の可能性を伸ばすコース。目指せ全国大会、目指せオリンピック！

レディースコース	
参加対象 成人	定員 40名
料金 5,500円（月4回）	主催 当連盟

女性専用の水泳教室。初心者から上級者まで泳力にあった指導をします。

(2) 健康づくり教室

ゆっくりウォーク	
参加対象 成人	定員 20名
料金 入場料（教室参加は無料）	主催 当連盟

健康体力づくりのためのコース。低い運動負荷で無理なく行う高齢者に人気の教室です。

(3) その他教室

マスタースコース			
参加対象	、 成人	定員	40名
料金	、 5,500円（月4回）	主催	当連盟

成人の方のための水泳教室。初心者から上級者まで泳力にあったコースで練習を行います。

チャレンジスイムコース			
参加対象	、 成人	定員	20名
料金	、 5,500円（月4回）	主催	当連盟

成人のタイムアップ教室！マスタース大会など各種大会にも出場していきます。

(4) イベント事業

着衣泳体験教室			
参加対象	、 小中高・成人	定員	40名
料金	無料、	共催	皆生ライフセービングクラブ

水の事故から自分の命を守る知識や技術を習得してもらいます。

指導者講習会			
参加対象	、 成人	定員	40名
料金	無料、	主催	当連盟

競技スポーツ、健康づくりの指導者の知識、技術の向上に役立つ講習会を開催します。

泳法分析会			
参加対象	、 選手・成人	定員	20名
料金	未定	主催	当連盟

当連盟所有の水中カメラを使い泳法分析会を開催します。

トップアスリート招へい			
参加対象	、 小中高・成人	定員	40名
料金	未定	主催	当連盟

当連盟の人脈を使い、オリンピック選手の招へいし、講演会や練習会を開催します。

記録会			
参加対象	、 小中高・成人	定員	100名
料金	、 教室で行う	主催	当連盟

選手登録・マスタース登録の必要のない記録会。気軽に参加できる大会を開催します。

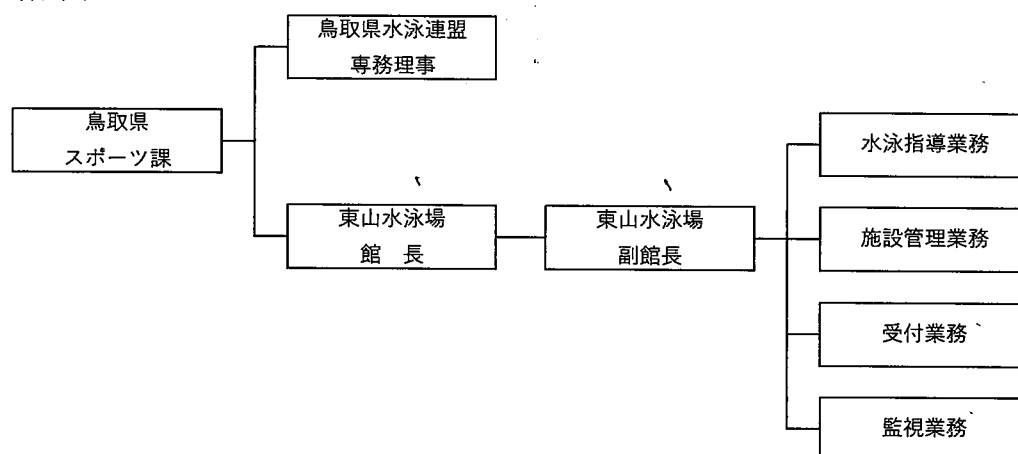
合宿の誘致・計画			
参加対象	、 選手	定員	50名
料金	未定	主催	当連盟

県内外からの合宿の誘致・計画を行います。競泳プールの特性を活かしていきます。

1 1 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織（組織図・職員数）

① 組織図



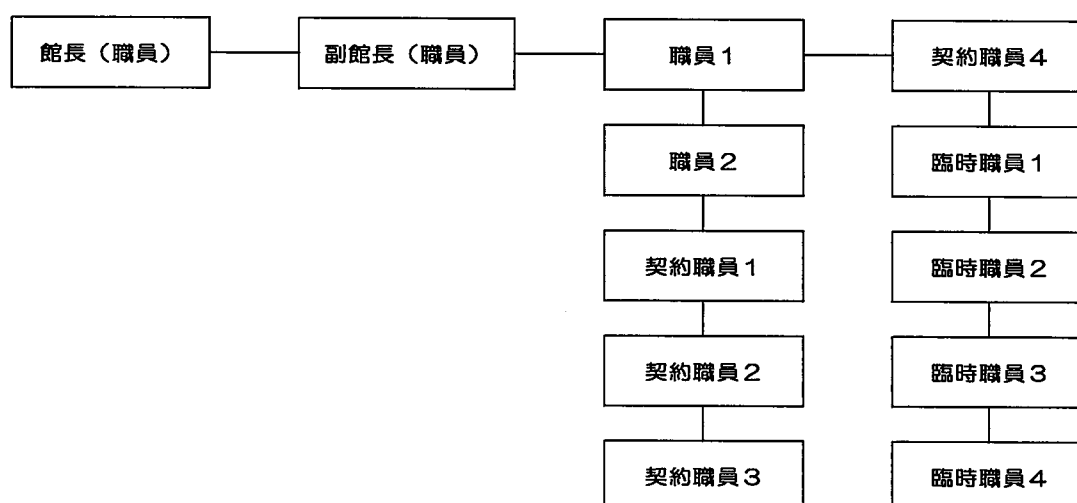
ア 責任体制

現場の総括責任者は館長とし、副館長を置くことにより、総括できる責任者が常駐する。また各部に責任者（主任）を配備させることでスムーズな業務管理を行う。

イ 雇用体制

スタッフの雇用は、地元住民の雇用を最優先とし、地域密着施設を目指し鳥取県民の健康増進、社交場として地元で愛される施設づくりをテーマに業務運営を行う。

② 職員体制



③ 業務担当

ア 職員業務表

担 当	業 務 内 容
館 長	・業務全般の総括責任者 ・鳥取県との連絡調整 ・危機管理対策の徹底と安全研修の実施 ・利用者の管理・調査・対応
副館長	・館長不在時の総括責任者 ・県担当者、業者との連絡・調整・対応 ・各業務内容の管理、指導
安全業務	・定期的な安全研修の企画・実行 ・水上安全・救急法の資格取得 ・職員の泳力の向上研修
指導業務	・教室、イベントの管理・立案 ・教室指導、教室会員の管理 ・泳法、運動のアドバイス
受付業務	・受付業務 ・入場料金、教室授業料等の管理 ・水泳教室入会、退会、休会の管理 ・利用者案内、説明
施設管理	・水質、水温、室温の管理 ・設備機器点検、管理 ・薬品の管理 ・館内衛生の管理
監視業務	・監視業務 ・傷病者の応急処置 ・利用者への対応

イ 日常の職員配置

勤務ローテーション		
責任者(館長)	9:00-18:00	A
責任者(副館長)	11:00-20:00	B
指導責任者		A
施設主任	12:00-20:00	B
受付主任		A
監視主任		B
監視員		A
指導員	15:00-20:00	C
受付		C

・上記勤務表を基に、その他増員が必要な場合は迅速に対応する。

・下記の体制を基本とした配置する。

総括責任者 1名 監視員 2～3名

受付 1名

施設員 1名

指導員 3～4名

利用状況に合わせ兼務する場合がある

・責任者は9時間拘束8時間労働とする。

・職員は、8時間労働を基本に勤務シフトを作成し、週のローテーションを組むことで効率の良い人員配置を行う。

(2) 職員の職種等

職種	雇用関係	1日の勤務時間数	月間勤務日数	担当する業務内容	現在の職員の継続雇用の可否
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者、防火管理、会計責任者、機械管理、	継続雇用
副館長	常勤	8時間	21日	館長業務補佐、競技団体連携担当、指導業務統括、職員研修統括、安全対策統括、プール監視統括、環境管理統括、プール衛生管理、水泳教室	継続雇用
正職員	常勤	8時間	21日	水泳教室指導統括、協力団体連携担当、健康運動教室指導、プール衛生管理	継続雇用
正職員	常勤	8時間	21日	福利厚生統括、庶務、会計、受付、水泳教室指導、プール監視	継続雇用
スタッフ	常勤	8時間	21日	庶務、会計統括、受付、プール監視	継続雇用
スタッフ	常勤	8時間	21日	施設・機械保守管理統括、委託業務	継続雇用
スタッフ	常勤	8時間	21日	庶務、会計、受付、安全管理	継続雇用
スタッフ	常勤	8時間	21日	プール監視、水泳教室指導、HP担当	継続雇用

(3) 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

本水泳場は、子どもから高齢者・障がい者などの全ての県民が平等、公平に利用できる施設であり、スポーツを通じての社会教育の場でもあります。また、何にも増して、『施設の安全』が優先されなければならないことを認識し、体系的な研修を実施していきます。そのため図のように、「安全性・公共性」の理解と実践を基本的な研修課題としながら、その上に「快適性・利便性」に関する研修、更に「専門性・特殊性」に関する研修を実施していく。✓

利用者数の見込み及び委託業務に係る収支計画（令和３年度）

収 入(千円)			支 出(千円)		
番号	項 目	金 額	番号	項 目	金 額
1	事業収入	26,022	1	人件費	36,000
2	事業外収入	830	2	賃金	4,300
3	指定管理委託料	54,800	3	消耗品費	3,173
			4	ガス代	15,000
利用者数見込み 55,000人			5	水道代	5,450
			6	電気代	8,550
			7	修繕費	1,500
			8	印刷製本費	100
			9	委託料	2,096
			10	使用料及び賃借料	300
			11	備品購入費	500
			12	旅費交通費	50
			13	保険料	160
			14	手数料	4,000
			15	公課費	160
			16	図書研修費	13
			17	雑費	135
			18	通信費	165
		81,652			81,652

委 託 料 (千円)		
番号	項 目	金 額
1	清 掃	250
2	消防設備保守	150
3	浄化槽保守	21
4	循環ろ過器保守	410
5	警 備	330
6	空調機保守	525
7	水質検査	410
		2,096

